

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省28-⑩)

政策分野名 【施策名】	林業の持続的かつ健全な発展					担当部局名	林野庁 【林野庁経営課/研究指導課/計画課/企画課】				
政策の概要 【施策の概要】	林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資するため、相当程度の事業量を確保するとともに、高い生産性と収益性を実現し、森林所有者の所得向上と他産業並み従事所得を確保できる林業経営の育成を目指す。 このため、森林経営計画に基づく低コストで効率的な施策の実行やこれらを担う人材の育成・確保等を推進する。					政策評価体系上の 位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展				
政策に関係する内閣の重要政策	森林・林業基本計画（平成28年5月24日閣議決定） 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定） 第2 食料自給率の目標 1 食糧自給率					政策評価 実施予定時期	平成29年8月				
施策（1）	望ましい林業構造の確立										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	小規模零細な所有構造にある我が国の森林において、面的にまとまった森林経営の確立が極めて重要である。 このため、森林経営計画の作成等を推進し、同計画に基づく低コストで効率的な施策の実行の定着を図る										
目標① 【達成すべき目標】											
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
			年度ごとの実績値								
					28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
（ア）民有林における森林経営計画の作成率	26%	平成25年度	60%	平成32年度	40%	45%	50%	55%	60%	林業の成長産業化に向けて望ましい林業構造の確立を図るため、森林施策の集約化等を通じて意欲ある者による森林経営計画の作成・実施を推進していく必要がある。このため、民有林における森林経営計画の作成率を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、平成32年度まで各年度一定割合（5%/年）で向上させ、平成32年度までに作成率を60%まで増加させることとした。	
（イ）国産きのこの生産量	46万トン	平成25年度	46万トン	平成37年度	46万トン	46万トン	46万トン	46万トン	46万トン	原木やチップの利用による森林整備への寄与や山村地域の雇用創出への寄与など、きのこ生産を通じた林業経営基盤の強化等を推進する必要がある。このため、国産きのこの生産量を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、「食料・農業・農村基本計画」に掲げる平成37年の生産努力目標46万トンとした。	

施策(2)		人材の育成・確保等									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		現場の抱える課題に適確に対応できる能力と現場に立脚した実践力を図るため、森林・林業を支える森林総合監理士、森林施業プランナー等の育成・確保を引き続き推進する。 加えて、林業労働力の確保とこれら林業従事者の技術力の向上を図るとともに、労働災害防止対策を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		人材の育成及び活動推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
28年度			29年度	30年度	31年度	32年度					
(ア) 森林総合監理士数※1	0人	平成25年度	2,000人	平成32年度	1,000人	1,250人	1,500人	1,750人	2,000人	森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、「森林総合監理士」の数を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値は、市町村森林整備計画を策定している市町村(約1,600)に対し森林総合監理士を1～2名配置することを想定し、各年度一定量(250人/年)で向上させ、平成32年度までに2千人まで増加させることとした。	
(イ) 森林施業プランナー※2の認定人数	0人	平成23年度	2,100人	平成32年度	1,700人	1,800人	1,900人	2,000人	2,100人	森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、森林施業の集約化を推進する「森林施業プランナー」の数を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、森林吸収源対策に必要な間伐面積(55万ha/年)から、大規模所有者を除いた私有林の面積(27万ha/年)と先進事例におけるプランナー1人当たりの集約化実績(130ha/人・年)から、平成32年度(最終年度)に2,100人(27万ha/130ha)とし、各年度一定人数(100人/年)増加させることとした。	
(ウ) 総括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等※3の育成人数	151人	平成22年度	5,000人	平成32年度	2,321人	2,991人	3,661人	4,331人	5,000人	森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、低コストで効率的な作業システムにより間伐等を行う作業班を適切に管理できる現場技能者(総括現場管理者等)の育成人数を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、平成32年度の目標として約5千人を育成するという「森林・林業の再生に向けた改革の姿」(平成22年11月 森林・林業基本政策検討委員会最終とりまとめ)の目標達成に向け、各年度一定割合(H22～H27まで300人/年、H28～H32まで670人/年)増加させることとした。	
(エ) 安全かつ効率的な技術を有する新規就業者数(林業作業士(フォレストワーカー)1年目研修生の育成人数)	—		1,200人	毎年度	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、安全かつ効率的な作業の技術を有する新規就業者の数(林業作業士(フォレストワーカー)1年目研修生の育成人数)を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値は、森林・林業基本計画に掲げられた平成32年の木材供給量(年間3,200万m3)の目標を達成するためには、林業労働者が5万人程度必要と試算されており、これを確保するには、安全かつ効率的な作業技術を身につけた新規就業者を年間約1,200人づつ育成して加えていく必要があるため、林業作業士研修を通じて毎年1,200人づつ育成することとした。	
目標② 【達成すべき目標】		林業労働安全の向上									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
28年度			29年度	30年度	31年度	32年度					
(ア) 林業労働災害被災者数	1,611人	平成26年	1,321人以下	平成32年	1,514人以下	1,466人以下	1,418人以下	1,369人以下	1,321人以下	安全な伐木技術の習得等により労働災害防止対策を推進する必要があるため、林業労働災害被災者数の減少を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値は、「緑の新規就業」総合支援対策における政策目標(5年間で林業労働災害死傷者数を15%以上減少)を基に、平成27年からの5年間で被災者数を15%(年3%)減少させ、最終年度の平成31年までに被災者数を1,369人以下まで減少させることとする。平成32年度についても、年3%減少である1,321人以下とすることとした。 注:根拠とする数値は暦年とされているため、人数は全て暦年としている。	

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			28年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成28年行政事業レ ビュー 事業番号
	25年度 [百万円]	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]				
(1) 森林保険法 (昭和12年)	—	—	—	—	(1)-①-(フ)	国立研究開発法人森林総合研究所が保険者となり、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)、噴火災による損害をてん補することにより、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進に寄与する。	-
(2) 森林法(普及指導事業制度) (昭和26年)	—	—	—	—	(1)-①-(フ) (1)-①-(イ)	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うことにより、施業集約化等の推進に寄与する。	-
(3) 入会林野等に係る権利関係の近代 化の助長に関する法律 (昭和41年)	—	—	—	—	(1)-①-(フ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ)	農林業経営の健全な発展のため、入会林野近代化法に基づき、入会林野等に係る権利を消滅させ、所有権等の明確化を行う。このことにより、農林業上の利用の増進が図られ、森林施業が適切に行われ、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。	-
(4) 林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年)	—	—	—	—	(1)-①-(フ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア)	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(5) 森林組合法 (昭和53年)	—	—	—	—	(1)-①-(フ) (1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア)	森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るため、組合に対して、その行う事業を通じ森林の施業、経営など森林の適正な管理のための事業、総会の開催、定款など管理経営に係る業務に対する指導、助言を実施し、森林所有者の協同組織の発展を促進する。 このことにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(6) 林業経営基盤の強化等の促進のた めの資金の融通等に関する暫定措 置法 (昭和54年)	—	—	—	—	(1)-①-(フ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ)	都道府県知事による林業経営改善計画、合理化計画の認定を受けた林業経営者等に対し、経営改善に必要な資金等の支援を行う。 このことにより、林業経営の規模の拡大等が図られ、林業経営者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。	-
(7) 林業労働力の確保の促進に関する 法律 (昭和8年)	—	—	—	—	(2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア)	林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を円滑化するための措置を講じる。 このことにより林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定が進み、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(8) 森林・林業・木材産業分野の研究・ 技術開発戦略	—	—	—	—	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成24年9月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総合研究所、都道府県関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	-
(9) 農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:28- 3,7,8,12,14,15,16,18,19,22)	—	—	—	8,000の内数	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア)	農山漁村の持つ豊かな自然及び都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農山漁村集落が存続に向けて集落間の連携を図る取組、地域資源を活用した所得又は雇用の拡大に向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援する。 この支援措置により、新規定住者数及び交流人口の維持向上等が図られ、山村地域の活性化、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	新28-0028
(10) 森林整備地域活動支援交付金 (平成19年度) (関連:28-12,17)	502 (502)	150 (150)	150 (147)	216	(1)-①-(ア)	森林所有者等に対し、森林経営計画の作成や森林施業の集約化等に必要となる森林情報の収集や境界の確認その他の地域における活動を支援。 このことにより、施業集約化による間伐などの森林の手入れが促され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、持続可能な森林経営の推進・確保に寄与する。	0215
(11) 林業普及指導事業交付金 (昭和58年度) (主、関連28-17,19)	358 (358)	358 (358)	358 (358)	358	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	森林整備の担い手である森林所有者、市町村等に対して、知識・技術の普及を行い、森林整備を効果的に推進する等の重要な役割を持つ林業普及指導員について、各都道府県における普及水準を一定に確保しつつ、国際約束である温室効果ガスの削減に資する間伐の推進など、都道府県域を超えた国レベルでの課題や緊急を要する課題などに、国と都道府県が一体となって実施・対応するため活動を支援を行うことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、森林病虫害等の被害の防止に寄与する。	0236
(12) 森林施業プランナー育成対策事業 (平成28年度) (主、関連:28-12)	-	-	-	59	(1)-①-(ア) (2)-①-(イ)	民間事業者に対して、森林経営計画の作成や提案型集約化施業の中核を担う森林施業プランナーに必要なスキルを習得するための研修、林業事業者の実践体制の評価、森林施業プランナーの資格認定制度の普及・評価の取組に必要な経費を支援。 このことにより、森林施業プランナー及び林業事業者の実践力が向上し、森林施業プランナーの認定人数、森林経営計画の作成率の増加に寄与する。	0237
(13) 「緑の新規就業」総合支援事業 (平成25年度) (主、関連:28-12)	7,729 (6,652)	6,700 (6,502)	6,327 (6,007)	5,727	(2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア)	林業分野において有望な人材を確保するため、林業大学校等で必要な知識の習得等を行う青年を支援するとともに、間伐等を効率的に行える林業従事者を段階的かつ定型的に育成。また、それらの定着を図る上で障害となっている労働災害を防止するため、労働安全の専門家による安全活動を支援。 このことにより、路網の整備と高性能林業機械の活用による低コスト作業システムの下で、効率的な作業が図られることにより、統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等の育成人数、林業労働安全の向上に参与する。	0238

(14)	森林総合管理士等育成対策事業 (平成26年度) (主)	-	118 (111)	100 (95)	64	(2)-①-(7)	市町村森林整備計画の策定等市町村行政を支援し、地域の森林づくりの全体像を描く森林総合監理士(フォレスター)の育成を進めるため、森林総合監理士の候補となる若手技術者を育成するための研修を実施して、カリキュラムの改善を行うとともに研修に参加する者への支援等を実施。 本事業により、市町村森林整備計画の策定等森林計画制度を現場で担う市町村を支援する森林・林業に関する専門知識・技術等に一定の資質を有した森林総合監理士の候補となる若手技術者を育成することにより、森林・林業の再生に必要な人材の育成・確保に寄与する。	0240
(15)	林業技術革新プロジェクト事業 (平成26年度) (主、関連:28-12)	-	85 (84)	72 (71)	150	(1)-①-(7) (2)-②-(7)	森林作業道作設オペレーターや高度な架線集材技能者の育成、素材や木質バイオマスの生産を効率的にする林業機械の開発・改良等や伐採・地ごしらえ・植栽等の一体化による低コスト造林技術等を実証してデータを収集・整理し、導入促進に向けたノウハウの提案等を実施。 このことにより作業システムの生産性・安全性を向上し、低コストで効率的な作業システムの確立に寄与する。	0241
(16)	特用林産物振興・新需要創出事業 (平成26年度) (関連:28-12,17)	-	25 (25)	21 (21)	25	(1)-①-(7) (1)-①-(4)	きのこ生産資材の安定供給体制構築に向けた取組、きのこ生産の維持・回復に向けた震災前と震災後の生産資材導入費の差額支援、新規用途開拓など特用林産物の品目ごとの具体的な課題の早期解決に向けた取組に必要な経費を支援。 このことにより、特用林産物の振興が図られ、就業機会が増大するとともに、きのこの生産過程において、木材や林間等山村地域資源を活用することを通じて、施業集約化等の推進に寄与する。	0242
(17)	地域林業・木材産業機械設備リース 導入支援事業 (主)	-	-	-	215	(1)-①-(7)	林業事業者や製材業者等における高性能林業機械や木材加工設備の導入の加速化及び地域林業の多様な担い手の育成を促進するため、高性能林業機械の導入手段の多様化を図れ、初期投資負担が少ない等のメリットがあるリース方式による導入を支援。	新28-0031
(18)	次世代林業基盤づくり交付金 (平成28年度) (主、関連:28-12、17,19)	-	-	-	6,141	(1)-①-(7) (1)-①-(4) (2)-①-(7) (2)-①-(4) (2)-①-(7) (2)-①-(4) (2)-②-(7)	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械や木造公共建築物の整備等に必要な経費について、都道府県等に対して支援。 このことにより、森林・林業基本法に掲げる基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保を図ることで、多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進、山地災害等の防止、森林病虫害等の被害の防止、国民参加の森林(もり)づくりと森林の多様な利用の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0223
(19)	中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税:措法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	国税:<84> (->) 地方税<27> (->)	<->	<->	国税:<110> (->) 地方税:<0.1> (->)	(1)-①-(7) (1)-①-(4) (2)-①-(7) (2)-①-(4) (2)-①-(7) (2)-①-(4) (2)-②-(7)	森林組合等が機械を購入した際に、取得価格の30%の特別償却又は税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中小企業者に限る)が適用される。 このことにより、特用林産物の進捗が図られ、就業機会が増大するとともに、きのこの生産過程において、木材や林間等山林地域資源を活用することを通じて、施業集約化等に寄与する。	-
(20)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税:措法第10条の5の3、第42条の6、第68条の11] (平成25年度)	国税:<-> (<0.9>) 地方税<-> (<0.6>)	国税:<-> (<0.9>) 地方税<-> (<0.6>)	国税:<-> (<0.9>) 地方税<-> (<0.6>)	国税:<0.2> (->) 地方税<0.1> (->)	(1)-①-(7) (1)-①-(4) (2)-①-(7) (2)-①-(4) (2)-①-(7) (2)-①-(4) (2)-②-(7)	林業者等が指導を受けて行う店舗の改修等に伴い、器具備品又は建物付属設備を取得した場合購入取得価格の30%の特別7%の税額控除との選択適用。(税額控除の対象法人は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業者に限る) このことにより、林業者等の経営基盤を強化し、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(21)	山林所得の概算経費控除 [所得税:措法第30条] (昭和28年度)	<-> (->)	<->	<->	<->	(1)-①-(7)	立木の伐採又は譲渡に係る山林所得の金額の計算上、収入金額から控除すべき必要経費は、立木収入(収入金額-伐採費・譲渡に要した費用)に100分の50を乗じた金額とすることができる。 本特例措置は、山林所得の計算にあたり、山林の育成期間が長期に及び、森林の造成から伐採又は譲渡に至る期間の費用を明確に把握することは困難であること等から、山林所得の簡便な計算方法として設けられたものである。	-
(21)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 [所得税・法人税:措法第34条の3、第65条の5、第68条の76] (昭和45年度)	国税:<26> (->) 地方税<-> (<0.6>)	<->	<->	<->	(1)-①-(7)	森林組合等が林地の譲渡を希望する森林組合員に代わって、林地の購入を希望する森林組合員にあつせんした場合、林地を譲渡した者は、所得税等の特別控除が適用される。 このことにより、林地の集約化と意欲ある森林所有者等による森林経営計画の作成が図られ、施業集約化等に寄与する。	-
(22)	保険会社等の異常危険準備金 [法人税:措法第57条の5、第68条の55] (昭和28年度)	<-> (<0>)	<->	<->	<->	(1)-①-(7) (1)-①-(4) (2)-①-(7) (2)-①-(4) (2)-①-(7) (2)-①-(4) (2)-②-(7)	保険会社又は共済事業を行う協同組合が積み立てる異常危険準備金に算入できる特例措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与。	-
(23)	中小企業等の貸倒引当金の特例 [法人税:措法第57条の10、第68条の59] (昭和41年度)	国税:<26> (->) 地方税<10> (->)	<->	<->	国税:<15> (->) 地方税:<8> (->)	(1)-①-(7) (1)-①-(4) (2)-①-(7) (2)-①-(4) (2)-①-(7) (2)-①-(4) (2)-②-(7)	森林組合等が貸倒引当金を計上した際に、繰越限度額を法定繰入額の12%増しとすることができる特例措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(24)	農林中央金庫等の合併に係る課税の特例 [法人税:措法第68条の2] (平成13年度)	国税:<134> (->) 地方税<30> (->)	<->	<->	<->	(1)-①-(7) (1)-①-(4) (2)-①-(7) (2)-①-(4) (2)-①-(7) (2)-①-(4) (2)-②-(7)	森林組合等が一定の要件を満たした合併を行う場合、移転資産は帳簿価格により引継ぎしたものととして、譲渡益の計上を繰り延べることができる特例を措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-

	山林についての相続税の納税猶予 (25) [相続税: 措法第70条の6の4] (平成24年度)	<-> (<->)	<->	<->	<->	(1)-①-(ア)	林業経営相続人が、森林経営計画に定められている区域内の山林(立木及び林地)について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合は、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置。 本特例措置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林所有者の経営の継続が確保されることにより、安定的かつ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、継続的な森林経営及び施業集約化等の推進に寄与する。	-
	農業協同組合等が合併した場合の課税の特例 (26) [地価税: 措法第71条の17] (平成3年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア)	農業協同組合合併助成法等に基づく農協等の合併について、合併前の基礎控除の額の合計又は10億円のいずれか低い額を合併後の農協等の基礎控除として5年間適用する。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
	農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る特例措置 (27) [固定資産税: 地法第349条の3、4] (昭和49年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア)	森林組合等が国の補助金又は交付金等の交付等を受けて取得する施設等(1台(基)当たりの取得価格330万円以上)の課税標準は3年度分に限り1/2の額とする。 このことにより、地域林業の中核的担い手である森林組合等に機械・装備への投資を促進させ、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図ることで、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
	法人税法に基づく協同組合等の事業用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置 (28) [事業所税: 地法第701条の1の1] (昭和50年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア)	森林組合等がその本来の事業の用に供する施設において行う事業に対して課する資産割又は従業者割の課税標準は、資産割1/2、従業者割1/2を控除する。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]					6,646 <23,641>			
政策の執行額[百万円]								

(注1)「予算額計」欄及び「28年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	都道府県等からの実績報告により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	特用林産基礎資料より把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標②	指標(ア)	把握の方法	森林総合監理士登録簿により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H25基準値)÷(当該年度目標値-H25基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	森林施業プランナー育成対策事業の実績により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H23基準値)÷(当該年度目標値-H23基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	「緑の雇用」現場技能者育成推進事業の実績より把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績-H22基準値)÷(当該年度目標値-H22基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(エ)	把握の方法	「緑の雇用」現場技能者育成推進事業の実績より把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値÷当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	厚生労働省「労働災害発生状況」により把握
			達成度合の判定方法	Aランク(おおむね有効):前年度実績以下の場合 Bランク(有効性の向上が必要である):A又はC以外の場合 Cランク(有効性に問題がある):基準値を上回った場合

2. 用語解説

注1	森林総合監理士	森林総合監理士(フォレスタ―)は、森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を的確に実施する技術者である。
注2	森林施業プランナー	路網計画や間伐方法等の森林施業の方針、利用間伐等の事業収支を示した施業提案書を作成し、それを森林所有者に提示して、合意形成と森林施業の集約化ができる者。 森林施業プランナーの現状は、技能・知識・実践力のレベルが様々であることや、森林経営計画の作成の中核を担うものとして期待されていることから、その能力を客観的に評価し、一定の質を確保するとともに、その能力向上を図る上でインセンティブとなる森林施業プランナーの認定制度の運用を平成24年度から開始した。
注3	統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等	低コストで効率的な作業システムにより間伐等を行う作業班を適切に管理できる現場技能者であり、段階的かつ体系的な研修を終了し登録された者。複数の現場を統括管理する統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)のほか、各現場の管理を担当する現場管理責任者(フォレストリーダー)が該当する。